

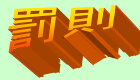


次の様な違反に対して

以下のような罰則があります

条文	違反内容	罰 則
第3条1項	屋外に於いて火災予防又は消防活動の障害除去のための措置命令違反	30万円以下の罰金または拘留(法第44条)
第4条	資料提出拒否等又は立ち入り検査の拒否等(証票の不提示は、拒否の正当な理由である)	30万円以下の罰金または拘留(法第44条)
第5条	棒片支障物について 火災予防措置命令違反	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金 (法第39条の3の2の2) 両罰
第5条の2	防火対象物の使用禁止等命令違反	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金併科可(法第39条の2の2) 両罰
第5条の3	火災予防、消防活動障害の除去命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (法第42条) 両罰
第8条	防火管理者の選任命令違反	6ヶ月下の懲役又は50万円以下の罰金(法第42条) 両罰
	防火管理者の届出違反	350万円以下の罰金又は拘留(法第44条)
	防火管理業務措置命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法第41条) 両罰
第9条の3	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出違反	30万円以下の罰金又は拘留(法第44条)
第10条	危険物の取扱場所違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (法第41条) 両罰
	技術上の基準に従わない取扱違反	3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (法第43条) 両罰
第17条の3の2	消防用設備等、特殊消防用設備等の設置届出違反、又は検査拒否	30万円以下の罰金又は拘留(法第44条) 両罰





## について

- 西日本防災システム

条文	違反内容	罰則
第17条の3の3	関係者が消防用設備等、特殊消防用設備等の点検報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	30万円以下の罰金又は拘留(法第44条) 両罰
第17条の4	消防用設備等、特殊消防用設備等の設置命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法第41条) 両罰
第17条の5	消防設備士免状違反(交付を受けていない者が従事した場合)	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金(法第42条)
第17条の7	免状返納命令違反(書換、再交付違反)	30万円以下の罰金又は拘留(法第44条)
第17条の10	設備士講習義務違反	返納命令の対象(減点5点)
第17条の12	誠実業務違反	返納命令の対象(減点2点~8点)
第17条の13	免状携帯義務違反	返納命令の対象(減点4点)
第17条の14	着工届の届出義務違反	30万円以下の罰金又は拘留(法第44条)
第21条の2	検定表示の無い検定対象機械器具等の使用禁止違反	30万円以下の罰金又は拘留(法第43条の4) 両罰
第21条の9	合格の表示違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 両罰
第21条の13	検定不合格消防用機械器具等流通時の回収等命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 両罰
第21条の14	検定に係る報告の徴収、立入検査、質問の拒否等	30万円以下の罰金又は拘留



西日本防災システム  
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd  
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ 



## について

- 西日本防災システム

条文	違反内容	罰則
第21条の16の2	自主表示対象機械器具等の制限違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 両罰
第21条の16の3	自主表示対象機械器具等の適合表示違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 両罰
	検査に係る記録作成等義務違反	30万円以下の罰金 両罰
第21条の16の4	総務大臣への届出義務違反	5万円以下の過料
第21条の16の5	表示の除去等命令違反	30万円以下の罰金又は拘留
第21条の16の6	規格不適合自主表示対象機械器具等流出時の回収等義務違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 両罰
第21条の16の7	自主表示対象機械器具等に係る報告の徴収、立入検査、質問の拒否等	30万円以下の罰金又は拘留



西日本防災システム  
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ 